

○双葉町復興町民委員会設置要綱

平成 28 年 6 月 1 日

要綱第 21 号

改正 平成 29 年 9 月 1 日要綱第 24 号

(設置)

第 1 条 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興に向け、双葉町復興まちづくり計画（以下「復興計画」という。）及び同計画に書かれた施策の推進に係る計画（以下「実施計画」という。）の案の作成に係る意見等を求めるため、双葉町復興町民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、双葉町復興まちづくり計画推進会議からの求めに応じ、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 町民の生活再建の実現に向けた取組に関する事。
- (2) 町民のきずなの維持・発展に向けた取組に関する事。
- (3) 町の復興・再興に向けた取組に関する事。
- (4) その他復興計画の案の作成及びその推進並びに実施計画の案の作成に必要な事。

2 委員会は、双葉町復興まちづくり計画推進会議の諮問に応じ、復興計画又は実施計画の案について審議を行い、意見又は見解を報告するものとする。

3 委員会は、双葉町復興まちづくり計画推進会議と連携し、復興計画及び実施計画の進捗管理を行うものとする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、町民及び復興施策について識見を有する者の中から、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から所掌事項に関する提言が完了する日までとし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会に、復興計画に対する助言又は意見を聞くためアドバイザーをおくことができる。

- 2 委員会は必要に応じて町民等に意見を聞くことができる。
- 3 委員長は、国の行政機関及び福島県その他の関係自治体の職員をオブザーバーとして出席させることができる。
(部会)

第7条 第2条に掲げる事項について検討するため、委員会に「人の復興部会」と「町の復興部会」を置くことができる。

- 2 部会は、委員会の委員により構成されるものとする。
- 3 第3条から第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」、「委員」とあるのは「部会員」、「委員長」とあるのは「部会長」、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。
- 4 部会長又は副部会長は、委員長、副委員長又は分科会長と兼ねることができない。
- 5 部会長は、検討状況を隨時委員会に報告し、また、検討が終了したときは、その結果を委員会に報告するものとする。

(分科会)

第8条 部会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、帰属する部会の部会員により構成されるものとする。
- 3 分科会の運営及び検討方法に関し必要な事項は、部会に準ずる。
- 4 分科会長は、分科会での検討が終了したときは、その結果を帰属する部会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会、部会及び分科会（以下「委員会等」という。）の庶務は、関係課の

協力を得て復興推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営及び検討方法に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 双葉町復興町民委員会設置要綱（平成27年7月1日双葉町要綱第14号）は、廃止する。

附 則（平成29年要綱第24号）

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。